27　文化的な物品（骨とう及び美術品を含む。）の不正な取引
28　偽造（行政官庁の文書（例えば、旅券及び旅行証明書）又は支払手段の偽造を含む。）
29　生物学的物質、化学的物質、核物質若しくは放射性物質の不正な取引若しくは使用又はこれらの不法な所持
30　盗取された若しくは偽造された物品又は盗取された若しくは不正な文書（旅券及び旅行証明書を含む。）若しくは支払手段の取引
31　強姦その他の重大な性的暴行
32　放火
33　航空機若しくは船舶の不法な奪取又は公海における海賊行為
34　妨害行為（サボタージュ）

附属書Ⅱ

1　日本国政府は、次の(1)及び(2)をアメリカ合衆国政府に利用可能とする。

(1)　自動の照会において、当該照会が特定された個人に関するものであることが明示される場合には、次の(a)から(c)までに掲げる区分に該当する個人の指紋情報であって、当該個人から採取されたものであり、かつ、重大な犯罪を防止し、探知し、及び捜査する目的のために利用される自動指紋識別のための国のシステムに保管されているもの

(a)　確定判決によって有罪の判決を受け、及び刑の言渡しを受けたことのある者

(b)　逮捕されたことのある成人であって、その逮捕に係る事件について、次の(i)から(iii)までに掲げる者に該当する者

(i)　公訴を提起されたが、判決が確定していない者

(ii)　日本国の刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第二百四十八条（その改正を含む。）の規定により公訴を提起しない処分を受けたことにより、公訴を提起されたことのない者

(iii)　公訴を提起されたこと又は公訴を提起しない処分を受けたことのいずれもない者。ただし、微罪と認められた場合又は最終的に刑事手続以外の未成年者に関する手続の対象となった場合を除く。

(c)　日本国内の警察当局の間で逮捕の要請が送付されている成人

(2)　自動の照会において、当該照会が特定されていない個人に関するものであることが明示される場合には、個人から採取された指紋情報であって、(1)に規定する目的のために利用される自動指紋識別のための国のシステムに保管されているもの

2　アメリカ合衆国政府は、1(1)に規定する目的のために利用される自動指紋識別のための国のシステムに保管されている指紋情報（次の(1)から(4)までに掲げる区分に該当する個人の指紋情報を含むが、これらに限定されない。）を日本国政府に利用可能とする。

(1)　有罪の判決を受けたことのある者
(2)　逮捕されたことのある成人
(3)　逮捕状が発せられたことのある成人
(4)　テロリストであることが判明している者又はそれが疑われる者

内閣総理大臣　安倍　晋三
法務大臣　山下　貴司
外務大臣　河野　太郎

（右条約の英文）

AGREEMENT BETWEEN
THE GOVERNMENT OF JAPAN AND
THE GOVERNMENT OF THE UNITED STATES OF AMERICA
ON ENHANCING COOPERATION IN PREVENTING
AND COMBATING SERIOUS CRIME

The Government of Japan and the Government of the United States of America (hereinafter referred to as "the Parties"),

Prompted by the desire to cooperate more closely to prevent and combat serious crime, particularly terrorism,

Recognizing that more effective information sharing is an essential component in the fight against serious crime, particularly terrorism,

Recognizing the need to further facilitate secure international travel under their respective visa waiver programs, and the importance of preventing and combating serious crime, particularly terrorism, while respecting fundamental rights and freedoms, notably privacy and the protection of personal data,

Have agreed as follows:

Article 1
Definitions

For the purposes of this Agreement:

(1) "Automated querying" shall mean an online procedure for comparing fingerprint data through the national contact points designated in accordance with Article 3 for the purpose of determining, on an automated basis, whether a match exists between fingerprint data transmitted by the national contact point of the querying Party (hereinafter referred to as "the querying contact point") and fingerprint data made available by the queried Party.

(2) "Personal data" shall mean any information relating to an identified or identifiable natural person.